

議案第124号

上越市農業集落排水条例の一部改正について

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例

上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1, 669. 80円
86. 90円
210. 10円
238. 70円
284. 90円
346. 50円

を

1, 822. 90円
94. 80円
229. 30円
260. 50円
311. 00円
378. 20円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、改正後の別表第2の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。